

価値観を共有しない者と、 権利の共有

弁護士 生駒 阿門



1 はじめに

共有とは、その名の通り、あるものについて二人以上の者で割合的に所有をすることである。家、土地はもちろんのこと、特許を受ける権利や特許権についても共有が可能である。しかし、価値観に関しては、必ずしも共有者同士がそれを共有するとは限らない。そのような場合、様々な問題が生じる。本稿では、特許を受ける権利を共有しているとして、その共有者のうち、一部の者が同調しない事例につき、その対処法があるかを検討する。

2 想定事例

拒絶査定不服審判で審決が出るまでは全員で共同していたものの、そのあと、審決に対する取消訴訟の段階で、一部の者が、燃え尽き症候群のような形で同調しなくなった場面を想定する。

判例は、不服審判に対する取消訴訟につき、固有必要的共同訴訟(関係者全員が参加して行わなければならない訴訟)に当たると判示している(最判昭和55年1月18日判時956号50頁、最判平成7年3月7日民集49巻3号944頁)。いずれも実用新案権の事案ではあるが、特許法に対してもその射程は及ぶと解されている。なお、後者の判例に関して、この訴訟提起は保存行為にあたるとして、共有者一人による単独の訴え提起を認めるべきである、としたのが原審の判断であるところ、学説の多数説はこれを支持している。しかし、判例が固有必要的共同訴訟とした以上、紙幅の関係からも、本稿では固有必要的共同訴訟説をとる。したがって、共有者である全員が、原告として訴えを提起しな

ければならず、一人でも欠けると、訴えは却下されることになる。

3 非同調者を被告に加えるという手段

固有必要的共同訴訟は、合一確定の必要や、当事者の手続き保障の観点から生じた概念である。したがって、当事者全員が何らかの形で訴訟に参加していればよい、として原告側に訴え提起につき同調しない者がいる場合に、その者を被告に加えて訴訟を提起する、という奇策で問題を解決した判例がいくつかある。その走りとなったのが、平成11年判決(最判平成11年11月9日民集53巻8号1421頁)であり、この射程を拡張したものとして評価される判例が、平成20年判決(最判平成20年7月17日民集62巻7号1994頁)である。

ここで、この手段による解決が図れないか。

(1) 判例の概要

平成11年判決は、土地の境界をめぐる紛争であり、被告である隣地の所有者に対して訴えを提起するにあたり、原告側の土地の共有者で訴え提起に同調しない者も被告としたものである。

平成20年判決は、ある土地の入会権(一定の地域の住民が、ある山林などを共同して利用する権利)をめぐる紛争であり、ある土地に入会権を有するとする原告が、その土地の所有者である被告に対して、自己に入会権があることの確認を求めるにあたり、訴え提起に同調しない、本来は原告側にいるべき者を被告に加えて訴えを提起したものである。

(2)判例の分析

判例を分析するに、平成11年判決の事案は、境界確定訴訟であるところ、これは非訟(いわゆる裁判とは異なるもの)に近い性質のものであり、その特殊性ゆえに許容されたとの解釈が、平成20年判決以前では支配的であった。

しかし、平成20年判決は入会権の確認に関する争いであり、これは純然たる訴訟であるから、非訟的性質を有していない場合にも、同様の手段が取れることが明らかになった。尤も、平成20年判決は、確認訴訟であったところ、確認訴訟では、ある法律関係の確認というところに主眼があり、原告被告のいずれに誰がいるかは問題にはならないという許容性を前提の上、原告の訴権の保障(憲法第32条)をすべきという必要性との均衡を図ったものと解されている。したがって、確認訴訟以外のもの、たとえば給付訴訟についても同様の手法が可能であると示したものではないし、むしろ、給付訴訟の被告適格は、原告が給付義務を負うと主張する者に認められるという大原則があり、誰が原告と被告のいずれにいたるかが如実に問題になる以上、かかる手段は取り得ないという考えが支配的である。

(3)本件における検討

では、審決取消訴訟ではどうか。

この点、原告の訴権の保障という必要性が存在するのは、判例の事案と変わりがないところである。

また、審決取消訴訟は、裁判所が、特許庁がすでに行った審決を取り消し、権利関係の変動を生じさせるものであるから、形成訴訟に当たる。形成訴訟は、ある行為を、原告被告ではない裁判所が取り消すという形をとるものであるから、原告と被告のいずれに誰がいるべきかは、給付訴訟の場合と比べて正面だって問題にはならないといえ、一般論として、形成訴訟に当たるとを以て、直ちに平成20年判決の射程が及ばないとはいえないと考えられる。

しかし、取消訴訟は非訟ではなく純然たる訴訟であることから、平成11年判決のような特殊性を理由として、許容性の存在を肯定することはできない。

また、審決取消訴訟特有の性質からの問題がある。拒絶

審決に対する取消訴訟は、被告適格が特許庁長官にある旨を明文で定めている(特許法179条本文)。したがって、特許庁長官でない私人の、同調しない共有者を被告に加えることはできないというべきである。

以上から、必要性があることは否定できないものの、被告適格の欠缺という重大な問題がある以上、必要性をカバーできるだけの許容性があるとは認められない。したがって、不服審判取消訴訟において、非同調者を被告に加えて解決を図ることはできない。

4 その他の考えられる手段

他にも、固有必要的共同訴訟につき、民事訴訟法の学説では、提訴協力請求権なるものを認めるといった見解や、訴訟告知を要件として訴訟担当を觀念するといったものが提唱されているが、支配的な見解は存在しない。

この問題は、そのような方策によって対応すべきものではなく、立法によって解決すべきものである、といった考え方が主流である。

5 現実的な対応策

以上のように、問題が発生した後に關しての有力な解決策はない、というのが結論である。事前に契約書等の取り決めで、非同調者が出た場合の対応策を定めておく、という予防策が直截的かつ有効であろう。

6 最後に

ここまで書いておいて、これを言うのは心苦しいが、このような事態は通常生じるとは考えられない、というのが私の見解である。紙幅の都合上、ここでは書くことができないので、その理由やさらなる深堀をした論考を記した完全版を、弊所の法律部門専用サイトにて掲載するつもりである。なお、行方不明の共有者が現れた場合には、民法251条2項の規定を活用する、という方法が考えられる。この点についても、公知性などの問題点も検討したうえ、上記ウェブサイトに掲載する予定である。